

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第10号

令和2年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月10日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 令和2年12月22日（火）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	上	真由美	議員	2番	齋	藤	詔	治	議員
3番	戸	田	馨	議員	4番	飯	島	正	義	議員
5番	大	泉	日出男	議員	6番	吉	川	敏	幸	議員
7番	吉	田	俊一	議員	8番	増	田	秀	雄	議員
9番	高	橋	昭男	議員						

不応招議員（なし）

令和2年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年12月22日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第 8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第 9号議案 令和元年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 第10号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	村 上 真 由 美	議員	2番	齋 藤 詔 治	議員
3番	戸 田 馨	議員	4番	飯 島 正 義	議員
5番	大 泉 日 出 男	議員	6番	吉 川 敏 幸	議員
7番	吉 田 俊 一	議員	8番	増 田 秀 雄	議員
9番	高 橋 昭 男	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	中 原 恵 人
副 管 理 者	鈴 木 勝
監 査 委 員	小 島 伊 紀
消 防 長	戸 井 田 勉
会 計 管 理 者	増 田 典 道
次 長	黒 田 信 浩
次 長	田 中 文 雄
副 参 事	小 池 稔
予 防 課 長	小 川 勝 司
指 令 室 長	伊 藤 嘉 則
松 伏 消 防 署 長	後 藤 祐 一

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	赤 羽 根 浩 行
書 記 次 長	清 水 万 里
書 記	横 峯 賢 司
書 記	松 鷹 亮 紀

○高橋昭男議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○高橋昭男議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和2年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を開会します。

◇

◎開議の宣告

○高橋昭男議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○高橋昭男議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高橋昭男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

6番 吉川敏幸 議員

7番 吉田俊一 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高橋昭男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎諸般の報告

○高橋昭男議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和2年7月から令和2年11月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

_____ ◇ _____

◎行政報告

○高橋昭男議長 日程第4、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第3回定例会にご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、1点の行政報告をさせていただきます。

前回7月定例会におきましてもご報告いたしました。今般の新型コロナウイルス感染症におきましては、本年1月より疑似症患者を含めた救急事案は適宜、総務省消防庁に報告をしております。7月以降、当消防組合の本感染症に係る対応件数は毎月30件程度であり、本日までの累計は163件となっており、そのうち陽性が4件、陰性が159件となっております。

本感染症については、生活圏となる1都3県で過去最多の新規陽性者数が発生し、重症者数も高い水準で推移するなど、予断を許さない状況にあります。引き続き全ての救急事案について感染症予防策を徹底し、感染拡大防止に努めております。

以上で行政報告を終わります。

_____ ◇ _____

◎一般質問

○高橋昭男議長 日程第5、一般質問を行います。

通告に従いまして、4番、飯島正義議員の質問を許可します。

通告第1号、4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 おはようございます。4番、飯島正義です。通告しております質問事項について質問いたします。よろしくお願いいたします。

資材置場の安全対策を。12月に入り、三輪野江地内資材置場から黒煙が立ち上り、近所の人を驚かせました。この場所は6月に火災を起こした資材置場の近くの出来事です。当日は気温も低く、風もなく、大事には至りませんでした。この地域は資材置場が多いところですが、今回のように何らかの原因で急に発火した場合、敷地内で消火器や水の消火体制はどうなっているのか、不安を感じました。

去年12月31日と今年6月に火災を起こしております。地域の複数から連絡をいただいております。実際に現場に行かれた方のお話を紹介いたします。

12月2日、お昼近い時間、資材置場から煙、時々黒煙も。資材置場の中に入ってみると、外人さんが2人いて、こちらに向かって、「油がこぼれて、それに火がついた。大丈夫、水かけるから。」と言う。消火器は手に持って試すしぐさはするが、使い物にならない。古いものようだ。何も出でこず、火は消えない。相変わらず煙はすごい。もう一人の人がペットボトルに水を運んできて水をまくが、ほんの少ししか入っていないようだ。なかなか消えず、油がこぼれたという地面に沿って置いている。「大丈夫、大丈夫、もう消えるよ。」と繰り返す。去年10月のときのようにすごい強風が発火時に吹いたら、6月の火災のときのように高温下であったら、油はなぜ火元にあったのかなどなど、不安ばかりです。「少しでも対応を考えていただきたいと思う。」との声です。

今後の対応方法について伺います。

① 消火器や水道の管には基準がなければ、見直しを考える。

② 年末年始を前に、火災事故防止のために休み前にはきれいに片づけを行い、火の気のないようにすると、安全管理のための指導、周知をお願いしたい。

③ 年末に向けて消防の安全パトロールをしていただいておりますが、火災が起きた資材置場を重点地域として行っていただきたい。

答弁をお願いいたします。

○高橋昭男議長 ただいまの4番、飯島正義議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

小川勝司予防課長。

○小川勝司予防課長 予防課長の小川です。よろしくお願いいたします。

それでは、飯島議員のご質問にお答えいたします。資機材置場の安全対策のうち、1番目の消火

器などの管理はについてでございますが、消火器などの消防用設備の設置基準については、各防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員を消防関係法令に照らし合わせ、必要な消防用設備が決定されます。

火災があった事業所においては、火災発生後立入検査を実施しており、消火設備については消防法令上適正に設置されております。

次に、2番目の、年末年始を前に安全管理のための指導、周知についてでございますが、吉川市及び松伏町の資機材置場などに出向き、施設内の整理整頓や火気の取扱い、放火防止対策などを明記したリーフレットを関係者に配布し、注意喚起を既に実施しております。

次に、3番目の年末の安全パトロールの重点地域につきましては、吉川署長よりご説明いたします。

○高橋昭男議長 次に、田中文雄吉川署長。

○田中文雄次長 次長兼吉川署長、田中でございます。よろしく願いいたします。

3番目の、火災が起きた資材置場を重点地域として行っていただきたいについてでございますが、各署においては毎年歳末特別警戒として12月20日から31日まで、広く住民に防火意識の高揚を図ることを目的に、管内全域を巡回パトロールしております。また、歳末特別警戒のほかにも、春と秋の全国火災予防運動期間、毎週金曜日の夜間や、強風時においても、火災が頻回に発生した付近を含めて巡回パトロールを実施しており、三輪野江地区においても満遍なく巡回しておりますので、ご理解いただければと思います。

なお、吉川市消防団及び松伏町消防団においても消防と連携し、歳末特別警戒の巡回パトロールを実施しております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありますか。

4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

再質問というか、要望になるかと思えますけれども、この地域では去年火災が発生しています。12月31日といえば、お正月の準備の大事な時期に資材置場から火災が起きました。すぐ近くの住民の方からは、スプレー缶が家まで飛んできて、燃えるのではないかと、とても危険を感じたそうです。そのときの写真をちょっと用意しましたので、見ていただければと思います。

こういった形で、スプレー缶なのですけれども、こういったものが家のほうに飛んで、非常に危険な思いをしたという、そういった写真になっております。既に、一応この中はご存じかと思えますけれども、こういった写真になっております。

また、火の延焼により、資材置場を囲っているフェンスが高熱で赤く色が変わり、いつ家に燃え移るのではないかとといった恐怖を感じたと話していただきました。また、別の家では、なかなか火

災が収まらない中、家からの避難をしなければと考えたそうです。

こういった声を聞きますと、資材置場については市や消防のほうで安全対策の見直しが改めて求められているのではないのでしょうか。重ねて強く要望しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

小川勝司予防課長。

○小川勝司予防課長 それでは、飯島議員のご質問にお答えいたします。

管内には防火対象物及び危険物施設が、小さな施設を含めると約2,500件程度あります。立入検査に入る施設の検討に当たりましては、防火対象物の規模だったり構造だったり、収容人員で判断をさせていただくか、過去の立入検査に起因するもの、あと法令遵守が適正でない防火対象物など、総合的に判断をして立入検査の施設の優先順位を決めております。

したがって、今後の資機材置場の立入検査については、明確な時期はお示しすることはできませんが、適切な時期を見て実態把握のために立入検査を実施していただくことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第6、第8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案件は、大きく2つの改正項目がございます。1点目は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、当該基準内容を準拠し、本条例の一部を改正するものでございます。

2点目は、放火による火災の予防についてでございますが、市町民が主体的に取り組みに努めていただきたい具体的な実施事項について、本条例において明確に条文化するものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 次に、戸井田勉消防長。

○戸井田 勉消防長 それでは、第8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

初めに、関係省令の改正に伴う急速充電設備についてでございますが、お手持ちの議案書第8号議案及び第8号議案資料1、急速充電設備を御覧ください。

近年、電気自動車においては大容量の電池を登載した電気自動車の開発が進められており、それに関連して高出力の急速充電設備が整備され、今後、高出力の急速充電設備の普及がさらに加速することが予想されております。

一方、本火災予防条例においては、全出力50キロワット以下のものについては火災予防条例第11条の2の急速充電設備の規定が適用され、全出力が50キロワットを超える設備については火災予防条例第11条の変電設備の規定が適用されることになり、電気自動車の運転手が自ら充電できないなど、使用実態と合わない事態が生じるおそれがあります。

このような事情に鑑み、総務省消防庁が全国統一的な基準として急速充電設備の最大出力を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を示したことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容といたしましては、急速充電設備に新たに講ずることとした火災予防上の措置として、機器本体などについて必要な安全対策を講じ、また蓄電池内蔵型急速充電設備についても、蓄電池、蓄電システムなど必要な安全対策を講じたものでございます。

続きまして、放火による火災の予防についてでございますが、議案書第8号議案及び第8号議案資料の2、放火による火災の予防を御覧ください。

改正に至った背景といたしましては、当消防組合の管内で平成22年から令和元年までの10年間の総出火件数は440件で、年間平均44件の火災が発生している状況でございます。出火原因を件数が多い順に見ますと、「放火・放火の疑い」が149件で全火災の約33.3%を占めており、次に「こんろ」が26件で約5.8%、次に「火入れ」が22件で約5.2%の順となっております。また、「放火・放火の疑い」につきましては、10年連続で最たる出火原因となっております。

このような状況から、火災による被害を低減していくため、失火を減らす対策だけのみならず、市町民生活の安全を確保する上で憂慮されている放火による火災の防止対策も講じてきたところで、しかしながら、放火による火災については様々な要因があるため、消防機関のみによる対応では困難な面が多く、放火による火災の件数の低減について十分な効果が得られているとは言い難い状況でございます。このことから、放火による火災予防対策を行う明確な根拠を明文化することで、消防機関のみならず、市町民等の方が今まで以上に積極的な放火による火災対策に主体的に取り組んでいただき、市町民、事業所、地域及び行政が一体となった対策をより一層推進していくことを目的とした一部改正となっております。

改正内容の概要でございますが、市町民等は地域社会の一員として相互に協力して、放火されない環境づくりに主体的に取り組むことを定めようとするもので、放火による火災予防に努めていただくために6項目を規定するものでございます。実施事項の取組の例につきましては、お手持ちの第8号議案資料2、放火による火災の予防の5、実施する事項の具体的な内容をご確認ください。

なお、放火による火災予防対策に係る取組は、市町民等の努力義務であり、条例に規定されたことにより罰則を科するものではありません。また、本条の放火による火災の予防については、市町民等の方が主体となって取り組むことについてのみ規定となっております。消防機関の責務を規定していない理由といたしましては、消防組織法第1条の消防の任務において、火災の予防が消防の責務として挙げられていることから、改めて規定する必要がないためでございます。当消防組合といたしましては、今まで以上に効果的な、放火による火災の予防の取組が行われるよう推進を図ってまいります。

なお、放火による火災の予防に関する部分の条例改正案につきましては、令和2年10月15日から11月16日までの間、吉川松伏消防組合意見公募手続実施要綱に基づきまして、吉川松伏消防組合ホームページなどで意見の募集を行いました。意見の提出はございませんでした。

以上で、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の改正内容の説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第8号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第9号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第7、第9号議案 令和元年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定

についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

- 中原恵人管理者** それでは、第9号議案 令和元年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明いたします。

令和元年度決算は、予算現額17億5,427万2,000円に対しまして、収入済額17億5,345万9,994円で、支出済額17億1,804万9,067円で行いましたことから、歳入歳出差引残額は3,541万927円で行いました。

主要な施策の成果につきましては、演習訓練・応援受援事務事業におきまして、常備消防組織の機能強化を図りました。普及啓発事業におきましては、地域住民の方々の防災意識の向上を図りました。吉川市及び松伏町消防団車両整備事業におきまして、さらなる地域防災力の充実強化を図りました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきます。何とぞ認定を賜りますようお願い申し上げます。

- 高橋昭男議長** 次に、増田典道会計管理者。

- 増田典道会計管理者** それでは、決算書をご説明いたします。

令和元年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。初めに、別冊決算書の9ページ、10ページを御覧ください。歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額16億3,314万2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の16億3,314万2,000円で行いました。当消防組規約第14条に基づく構成市町からの常備及び非常備消防費分の負担金の構成比は、収入済額全体の93.1%で行いました。負担金額は、右側備考欄のとおりでございます。

なお、構成市町におきます常備消防費の当該決算年度の負担割合を申し上げますと、吉川市が65.63%、松伏町が34.37%で行いました。

次に、11ページ、12ページをお開きください。7款組合債の収入済額は6,840万円でございます。内容といたしましては、高規格救急自動車の更新整備、吉川市及び松伏町消防団車両の更新整備、吉川市消防団器具置場新築工事の財源といたしまして借り入れをしたものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額17億5,427万2,000円に対しまして、収入済額は収入率99.9%の17億5,345万9,994円で、対前年度比は5,071万5,808円、3%の増で行いました。歳入増の主な要因でございますが、国庫支出金及び組合債などの増でございます。

続きまして、歳出でございます。13ページ、14ページをお開きください。下段の3款消防費の構成比は歳出総額における90.2%で、支出済額は15億5,053万8,714円で行いました。

目別に申し上げますと、1 日常備消防費は支出済額13億5,251万3,652円で、14ページ備考欄下段の消防職員給与費は12億4,017万8,761円で、歳出総額の72.2%を占めております。

次に、15ページ、16ページをお開きください。16ページ、備考欄上段の研修事業は、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、消防大学校及び埼玉県消防学校入校負担金や救急救命士養成負担金などに705万5,314円を支出いたしました。

次に、17ページ、18ページをお開きください。18ページ、備考欄中段の被服管理事業は、職員が火災現場等で着用する防火衣の更新などに要した費用で、1,214万6,055円を支出いたしました。

次に、21ページ、22ページをお開きください。22ページ、備考欄上段の車両資器材管理事業は、常備の消防車両や配備資器材を適切に維持管理するための保守点検などに要する費用で、2,092万7,970円を支出いたしました。

次に、23ページ、24ページをお開きください。24ページ、備考欄中段の救急医療連携事業は、救急救命士の育成や専門的技術の実習などに要した費用で、救急救命士就業前教育及び再教育委託料、気管挿管病院実習委託料などに157万2,576円を支出いたしました。

次に、27ページ、28ページをお開きください。2 目消防施設費、28ページ、備考欄中段の車両整備事業は、高規格救急自動車の更新整備で3,467万6,000円を支出いたしました。

続きまして、下段の3 目非常備消防費は、支出済額が6,752万5,962円で、吉川市並びに松伏町消防団団員報酬、災害出務などの費用弁償、団運営補助金などに支出いたしました。

次に、31ページ、32ページをお開きください。中段の4 目非常備消防施設費は、支出済額が5,326万8,675円で、吉川市消防団第6分団器具置場新築・解体工事に2,124万3,200円、吉川市消防団第5分団及び松伏町消防団第5分団車両の整備費にそれぞれ1,521万618円を支出いたしました。

次に、33ページ、34ページをお開きください。5 款諸支出金でございますが、令和元年度から令和2年度に行いましたはしご車オーバーホール事業の積立金1,200万1,196円でございます。

以上、歳出合計、予算現額17億5,427万2,000円に対しまして、支出済額は執行率97.94%の17億1,804万9,067円で、対前年度比は3,995万3,624円、2.4%の増でございます。主な要因でございますが、松伏庁舎空調改修工事や車両整備などにおける普通建設事業費の増加によるものでございます。

以上で、令和元年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

小島伊紀代表監査委員。

○小島伊紀監査委員 監査委員を代表いたしまして、令和元年度決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

令和2年8月25日に議会選出の吉川監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管

理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して作成されているか、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、審査した結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。

令和元年度決算におけます計数等は、先ほど会計管理者よりご説明がありましたことから、決算並びに基金運用状況審査意見書のとおり総括的な意見を述べさせていただきます。

令和元年度決算におきましては、当該年度における予算編成方針や吉川松伏消防組合実施計画に基づき、財政状況、社会的情勢、消防行政需要など様々な状況に応じ、計画的かつ適正な執行がなされていたものと確認できるものでございました。

社会情勢の変遷、管内人口の増加を鑑み、増隊を見据えた消防施設等の充実、また災害活動における関係機関との連携訓練や職員研修による人材育成の推進などの遂行は、さらなる常備消防組織の機能強化につながるものと考えられます。

さらに、広報活動を通じた防火防災思想の普及については、様々な媒体を通じ、地域に密着した啓発活動の実施、消防団に関しましては多機能型消防団車両の配備をはじめ、防災訓練などへの派遣により、地域コミュニティとの結びつきの強化がなされ、地域防災体制の強化につながる事業が遂行されたものと評価できるものでございました。

今後におきましても、地域の安全、安心の担い手として市町民の期待に応え、実施計画に基づく消防施策の実現に向け、職員一丸となって取り組み、さらなる消防防災体制の充実強化を期待いたしまして、令和元年度決算審査における意見とさせていただきます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、8番、増田秀雄議員の質疑を許可します。

通告第1号、8番、増田秀雄議員。

○8番 増田秀雄議員 8番議員、増田秀雄です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質疑を行います。

第9号議案 令和元年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いいたします。決算書9ページをお開きください。一番初めに来ておりますので、款項目節については省略させていただきます。まず、この負担金の割合の関係、それと3款の国庫支出金についてお伺いいたします。

まず、負担金につきましては、吉川市及び松伏町が支出しておりますが、算定方法はどのようになっているのでしょうか。令和元年度につきましては、吉川市が10億何がしかの金額ですね。松伏町が5億2,600万ほどの金額になっております。この金額につきましては、基準財政需要額を基にして、その額を案分しているのか、あるいは人口割……例えば、東埼玉資源環境組合では平等割15%で、残りをごみの搬入量等で案分しているというふうになっているのですけれども、こちらの組合についてはどのようになっているのか。聞きますところでは、基準財政需要額を基にしているよう

なことを聞いておりますけれども、基準財政需要額と人口割で算出するのでは負担金の額が違ってきます。もし基準財政需要額で算出しているとしましたならば、このように決めた経緯についてご説明願います。

さらに、国が決めることですが、国庫支出金の算定方法についてもご説明をお願いいたします。市、町における一般会計予算では、国から地方交付税や臨時財政対策債……基準財政需要額から基準財政収入額を引いた金額を地方交付税並びに臨財債という形で支出されていますが、基本的にそのような形で行っているのか、全く別の計算式によるものか、その辺を分かりやすく説明していただけるとありがたいです。

それで、私が計算したところですが、概算ですが、ここには5,000万円ほどの金額の差が出てくると書いてございますけれども、具体的に人口割で行いますと8,500万ほどの差が出てくると。松伏町が8,500万円ほど低くなると。20%でやると2,040万円ほど松伏町が減額される、15%で行うと約3,700万ということで、大分金額が、負担金の額が違ってくるのではないかとということです。現在の計算方法は基準財政需要額で行っているということなのであれば、この算出方法が最も合理的かつ公平で、実態を表したものと考えておられるのでしょうか。

また、今後近隣組合の算定方法を調査し、見直す考えはあるのかどうかお伺いいたします。私としては、基準財政需要額という用語が、こういうふうの説明は非常に難解という表現をしておりますが、基準財政需要額については組合の運営についての本来必要な額を的確に表しているものではないという理解の仕方しております。そういうことで、ここで一度見直しを図り、住民の皆さんに分かりやすい、またははっきりと示すことができる算定方法にしてはどうかと考えております。

以上の点についてご回答お願いいたします。

○高橋昭男議長 8番、増田秀雄議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

算出方法につきましては、管理者といたしましては直ちに見直しを行うことは考えておりません。

1番目と2番目のご質問、詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 次長兼総務課長の黒田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、増田議員のご質問にお答えをします。1番目の吉川松伏消防組合の消防費負担金につきましては、組合規約に基づく会計年度前年の地方交付税における基準財政需要額にて算出し、構成市町において案分されているものでございます。また、非常備消防費は、吉川市、松伏町それぞれが所管する消防団について負担するものとなっております。

算出方法を決めた経緯でございますが、組合設立の昭和46年に組合規約により人口割による負担

割合が定められました。その後負担金の負担割合算出方法について様々な議論があり、構成市町の協議の結果、昭和53年度から現在の算出方法である消防費の基準財政需要額の割合での案分方法が採用されております。

国庫支出金につきましては、国と地方の経費の負担区分に従いまして用途が指定されている特定財源でございまして、総務省消防庁が定めます消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊整備費補助金配分方針に基づきまして、毎年の配分額が決められております。その算出方法につきましては、定められたそれぞれの要綱に示されております補助率に基づくものでございます。

初めに、緊急消防援助隊活動費負担金でございますが、緊急消防援助隊として派遣された場合の活動に係る手当、旅費、燃料費などについて対象額の全額が負担されるものでございます。

次に、緊急消防援助隊設備整備費補助金でございますが、救急車の老朽化に伴い、吉川消防署に配備いたしました更新車両が緊急消防援助隊登録車両となることから、基準額の2分の1の1,286万6,000円が交付されたものでございます。

次に、消防団設備整備費補助金でございますが、総務省消防庁が定める消防団の装備の基準に基づきまして、吉川市消防団、松伏町消防団に配備いたしましたエンジンカッター、チェーンソーなどの救助資機材の実績額に対して3分の1の144万7,000円が交付されたものでございます。

2番目の算出方法が最も合理的かつ公平で実態を表したものと考えているのかについてでございますが、基準財政需要額は国が法律等によって国民に約束した行政基準を確保するために自治体ごとに積算したもので、地方公共団体の自然的、地理的、社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準の行政を行う際に必要な経費でありますことから、客観性、合理性にかなう考えの基に構成市町にて算出されているものと認識しております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対しまして再質疑はありませんか。

8番、増田秀雄議員。

○8番 増田秀雄議員 すみません、答弁漏れです。

近隣組合の算定方法を調査し、見直す考えという、要するにし直す考えはないというお答えはありますけれども、算定方法を調査するかどうかについての答弁がなかったかと思うのですが、その点についてお伺いします。

○高橋昭男議長 黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 それでは、増田議員のご質問にお答えいたします。

近隣の調査についてでございますけれども、調査はいたしております。13団体が消防組合としてございまして、その中で5団体が全て基準財政需要額で行っているというふうに聞いております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 質疑は同一議題について2回を超えることができないと会議規則第48条にあります

ので……

〔「すみません。今のは答弁漏れについて私指摘しただけで、質疑ではありません。ですから、まだ1回目の質問は終わっていないというふうに私としては考えたんですが」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 では、再質疑を認めます。

8番、増田秀雄議員。

○8番 増田秀雄議員 今近隣組合について5団体が基準財政需要額を基にして算定されていると。15団体調べたということですがけれども、残りの10団体はどのようになっているのかということについて、分かる範囲でご回答をお願いします。

○高橋昭男議長 黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 それでは、さきの再質問にお答えいたします。

先ほど私が申し上げました13団体のうち5団体は基準財政需要額を採用されているというふうにお伝えいたしました。

その中でほかの8団体についてなのですが、これも様々ございまして、負担割合で平等割を10分の2で行っているところと、人口割が10分の8というところの団体もございまして。それから、負担割合が、構成市町によっては市のほうで90%、町のほうで10%という割合で行っているところもございまして。それから、共通経費といたしまして、均等割で20%、人口割で80%というところがございまして。消防につきましては、均等割で20%というところもございまして。残りが基準財政需要額の割合で行っているというところもございまして。このように、8団体様々な方法で行っているところもございまして。

以上でございます。

○8番 増田秀雄議員 終わります。

○高橋昭男議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第9号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案 令和元年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。



◎第10号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第8、第10号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第10号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,372万2,000円を増額し、予算の総額を17億5,238万円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の緊急的な対応として負担金の増額、及び先ほど認定を賜りました令和元年度決算に伴う前年度繰越金の増額などを行うものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染対策資器材として感染防止衣の追加購入やオゾン発生器の購入、職員間の感染予防対策の徹底に係る環境整備費用、また決算による繰越金を構成市町に償還し、負担金を清算するものでございます。

債務負担行為の追加など詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○高橋昭男議長 次に、戸井田勉消防長。

○戸井田 勉消防長 それでは、第10号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書7ページ、8ページをお開きください。1款分担金及び負担金でございますが、新型コロナウイルス感染症対策資器材の購入及び感染予防対策の徹底を図るための施設改修工事などの環境整備費用として常備消防費負担金899万7,000円、現在建設中でございます松伏町第2分団機械器具置場の給水管布設追加工事分として、非常備消防費負担金271万1,000円を増額するものでございます。

次に、5款繰越金でございますが、先ほど認定を賜りました令和元年度決算におきまして歳入歳出差引残額3,541万4,000円が生じたので、今年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた3,041万4,000円を増額するものでございます。

次に、7款組合債でございますが、松伏町第2分団機械器具置場の水道工事費用の増額に伴い、非常備消防施設整備事業債160万円を増額するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。歳出の3款消防費、説明欄上段の安全衛生

管理事業でございますが、職員間の感染予防対策の徹底を図るための消毒用エタノール、各署食堂などのパーティションの購入費として54万1,000円を増額するものでございます。

次に、財務管理事業でございますが、歳入にてご説明いたしました常備消防費繰越金を、負担金に係る精算金として、1,988万9,000円を負担割合に応じまして吉川市に1,305万3,000円、松伏町に683万6,000円それぞれ償還するものでございます。

次に、救急活動事業でございますが、救急隊員が新型コロナウイルス感染症疑いのある傷病者を搬送する際に使用する感染防止衣、N95マスクなどの在庫数の充実を図るため、消耗品費387万円、救急車内及び庁舎内を除菌するオゾン発生器の購入費として機械器具費138万6,000円を増額するものでございます。

次に、説明欄中段の庁舎等維持管理事業でございますが、職員間の感染症予防対策の徹底を目的とした環境整備を図るために、吉川消防署の浴室及び女性仮眠室を改修し、新たにユニットシャワーを設置するための費用として320万円を増額するものでございます。

次に、吉川市及び松伏町消防団運営事業におきます非常備消防費償還金でございますが、前年度非常備消防費繰越金のうち吉川市消防団分625万6,000円を吉川市に、松伏町消防団分426万9,000円を松伏町に、それぞれの収支に応じ償還するものでございます。

次に、説明欄下段の松伏町消防団器具置場維持管理事業でございますが、歳入で申し上げましたとおり、松伏町第2分団機械器具置場の給水管布設に係る工事請負費406万1,000円及び水道負担金25万円を増額するものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございますが、パソコン賃貸借及び財務会計システム延長使用契約の追加となっております。こちらにつきましては、令和2年度末にて契約期間が満了となり、各課の事務作業や債務管理業務を維持するため継続した契約が必要でありますことから、追加させていただくものでございます。

第3表、地方債補正でございますが、松伏町第2分団機械器具置場工事費用の増額に伴う地方債の借入額変更として消防施設整備事業債の限度額の増額となっております。

以上で、第10号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第10号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案 令和2年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○高橋昭男議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時42分